

D P Cのご案内

平成21年7月1日より **入院医療費** 計算方法が変わります

医療法人 佐田厚生会

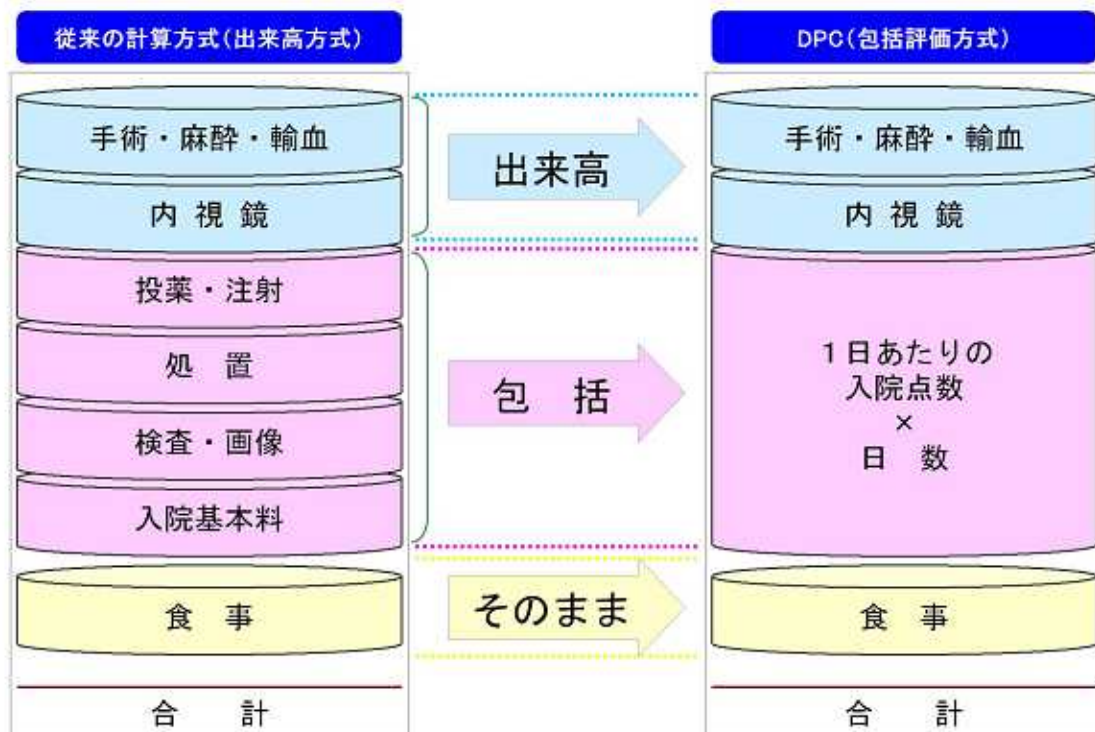
佐 田 病 院

D P C 対象病院のお知らせ

佐田病院は、厚生労働省の推進する「D P C」という新しい医療制度での請求を実施する病院となりました。このため、平成21年7月1日以降に、入院される患者さまから入院費の計算方法が変わります。

D P C とは

D P C = 「診断群分類包括評価方式」とは【Diagnosis Procedure Combination】の略で、医療の標準化を進めて高品位の医療を提供することが目的とされています。従来の診療行為ごとに計算する「出来高方式」とは異なり、入院される患者様の病状などを元に手術や処置の内容に応じて、厚生労働省が定めた分類(診断群分類)ごとの1日あたりの点数となる包括評価部分(投薬・注射・処置・検査・入院基本料等)と出来高評価部分(手術・麻酔・内視鏡検査・)を組み合わせる新しい計算方法で以下のようにになります。



薬・検査など実施した
診療項目の費用を積み上げて計算

病名などにより定められた1日あたりの
定額の点数と出来高の費用を組み合わせ
て診療費を計算

D P C ・ 入院医療費のQ & A

Q1 全ての入院患者さまがこの制度の適応となるのですか？

A1 入院患者さまの病名や診療内容によって診断群分類のいずれかに主治医が該当すると判断した場合に、D P Cで医療費を計算します。病名が診断群分類のいずれにも該当しない場合や、下記のような場合には、従来の計算方法（出来高方式）となります。

- ・自動車損害賠償責任保険や労働者災害補償保険、公害医療で入院される方
- ・自由診療で入院される方
- ・日帰り手術で入院される方（全症例ではなく、鼠径ヘルニア等D P C対象となる場合もあります）
- ・平成21年6月30日以前から入院されている方（平成21年9月1日よりD P C対象となります）

Q2 DPC に変えたのはなぜ？

A2 従来D P Cによる医療費制度は、平成15年度から大学病院や国立病院などの高度先進医療を行っている特定機能病院を対象に実施されてきました。

平成16年度より、厚生労働省の調査に協力し、定められた施設基準などを満たした急性期医療を提供する一般医療機関もD P C対象病院として認可を受けられるようになりました。

当院は、医療の標準化・向上を目指し、2年間の調査期間を経て、平成21年度よりD P C対象病院として認可を受けました。

Q3 DPC と出来高方式(従来方式)は自由に選べるの？

A3 厚生労働省の定めにより、D P C対象となる病状に対してはD P C以外の計算は認められていません。

Q4 DPC だと治療が変わるの？

A4 基本的には変わりません。

ただし、入院対象となった疾患の治療を行うことを主とし、標準化を図っているため、緊急性などを考慮し、入院中に必ずしも行わなくてもよい医療行為は入院前後の外來にて行います。

Q5 入院費の支払いはいつ？

A5 基本的には退院時支払いになります。ただし、暦月をまたぐ場合は月末毎の支払いとなります。

Q6 高額療養費の扱いはどうなるの？

A6 高額療養費等、健康保険制度に関しては従来どおりです。

患者さまへのお願い

・入院中の他医療機関の受診について

原則として、当院入院中に、他医療機関での診療や投薬を受けることはできません。但し、主治医が、当院ではできない専門的な診療が必要と判断した場合は、他医療機関へ紹介させていただく場合もあります。**他医療機関の診療を希望される場合は、まずは主治医にご相談ください。**

・服薬中のお薬をご持参下さい

当院では薬剤師が、お薬の重複を防ぐため持参薬の確認・管理を行っております。当院または他院で処方されたお薬がありましたら、**服用中のお薬と服用の内容が確認できるもの（お薬手帳・お薬のしおり）**をご一緒に必ずご持参下さい。

・入院中の病状変化による会計について

入院後、病状の経過や治療内容によって、入院当初の診断群分類が変更になった場合は請求額がかわってきます。このような場合は入院月に遡って再計算を行い、差額調整させていただきますので、予めご了承下さい。